

平成24年第3回江差町議会定例会資料 No. 2

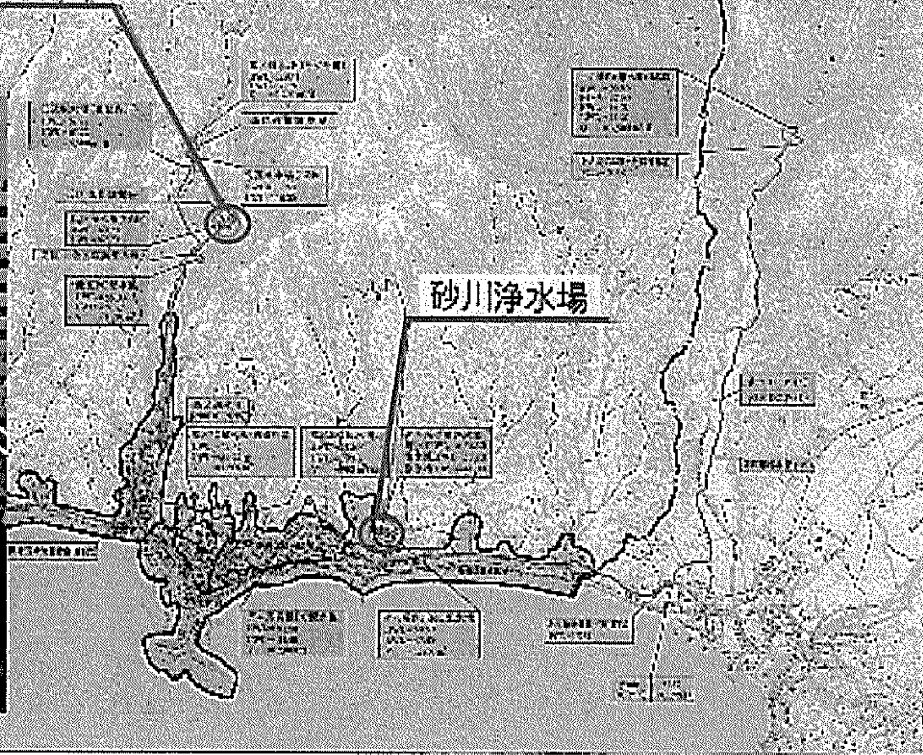
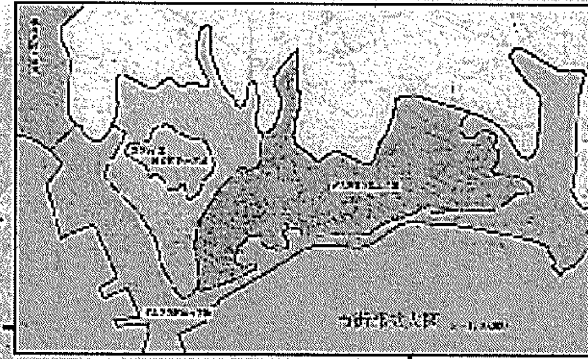
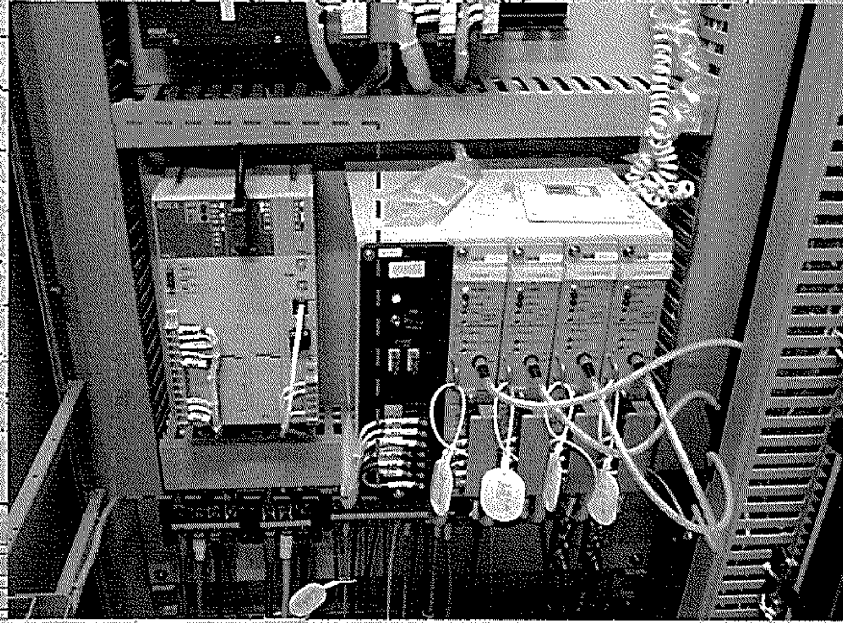
資料9：浄水場計装設備機器【議案第9号関係】	P 1
資料10：江差町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第10号関係】	P 3
資料11：工事請負入札状況調書（平成24年度農業体質強化基盤整備事業暗渠排水 整備工事【議案第11号関係】	P 5

浄水場計装設備機器

低区浄水場

砂川浄水場

テレメータ故障



江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（健康、環境被害物質等に係る除害施設の設置等）</p> <p>第22条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項、又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p> <p>(32) (略)</p> <p>(33) (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) (略)</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p>	<p>（健康、環境被害物質等に係る除害施設の設置等）</p> <p>第22条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項、又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) <u>1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下</u></p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p> <p>(32) (略)</p> <p>(33) (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) (略)</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p>

現行	改正後 (案)
(40) (略) (41) (略) 2 (略)	(41) (略) (42) (略) 2 (略)

入札状況調書

工事名	平成24年度 農業体質強化基盤整備事業暗渠排水整備工事	
工事場所	江差町北部地区一円	
工事期間	自：平成24年 9月着工日 至：平成24年12月21日	
入札月日	平成24年 9月 5日	
契約月日	平成24年 9月 5日	仮契約
契約金額	一金 70,350,000 円	予定価格 71,703,450 円 (税込み)

(単位：円)

入札参加者	入札金額		摘 要
	1回目	2回目	
亀田工業(株)	67,700,000	/	
田畑・道南土木 経常建設共同企業体	67,000,000	/	落札
(株)前田組	67,500,000	/	
以上3社			

※各社の入札金額については税抜き価格である。